

Ⅲ 各種特例の概要等

1 贈与税の配偶者控除の特例

(1) 特例の概要

婚姻期間が20年以上である配偶者から、①居住用不動産（信託財産が居住用不動産である場合の信託に関する一定の権利を含みます。）の贈与を受けた場合又は②金銭の贈与を受けその金銭で居住用不動産を取得した場合（贈与を受けた金銭を信託し、その信託の受託者が信託財産として居住用不動産を取得した場合の信託に関する一定の権利を含みます。）で、①及び②の場合ともそれぞれの贈与を受けた年の翌年3月15日までにその居住用不動産を受贈者の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みであるときは、基礎控除額（110万円）のほかに、贈与された居住用不動産の価額と贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額との合計額から2,000万円（その合計額が2,000万円に満たないときにはその合計額）を控除することができます。

（注）1 「居住用不動産」とは、専ら居住の用に供する土地若しくは土地の上に存する権利又は家屋で国内にあるものをいいます。

2 店舗兼住宅などのように居住の用とそれ以外の用に供されている不動産である場合は、居住の用に供している部分のみについて配偶者控除の特例が適用されます。

(2) 適用要件

この特例の適用が受けられるのは、次の要件のいずれにも該当する場合に限られます。

イ 贈与者及び贈与を受けた財産等の要件

要 件	
1	贈与者は、婚姻の届出をした日から贈与を受けた日までの期間が20年以上である（受贈者の）配偶者であること。
2	贈与を受けた財産は、国内にある居住用不動産又は国内にある居住用不動産の取得に充てるための金銭であること。
3	2の居住用不動産に現在居住している又は贈与を受けた年の翌年3月15日までに居住する見込みであり、かつ、今後引き続きこの居住用不動産に居住する予定であること。
4	過去に今回の贈与者からの贈与について、この特例の適用を受けたことがないこと。

ロ 申告等の手続

この特例は、贈与税の申告書等に、この特例の適用により控除を受ける金額（配偶者控除額）その他必要な事項を記載するとともに、30ページの表に掲げる添付書類を提出した場合に限り、その適用を受けることができます。

2 住宅取得等資金の非課税

(1) 概要

平成24年1月1日から平成26年12月31日までの間に、父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の対価に充てるための金銭（以下「住宅取得等資金」といいます。）を取得した場合で、一定の要件を満たすときは、次の表の非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となります（以下2において、この特例を「新住宅非課税」といいます。）。

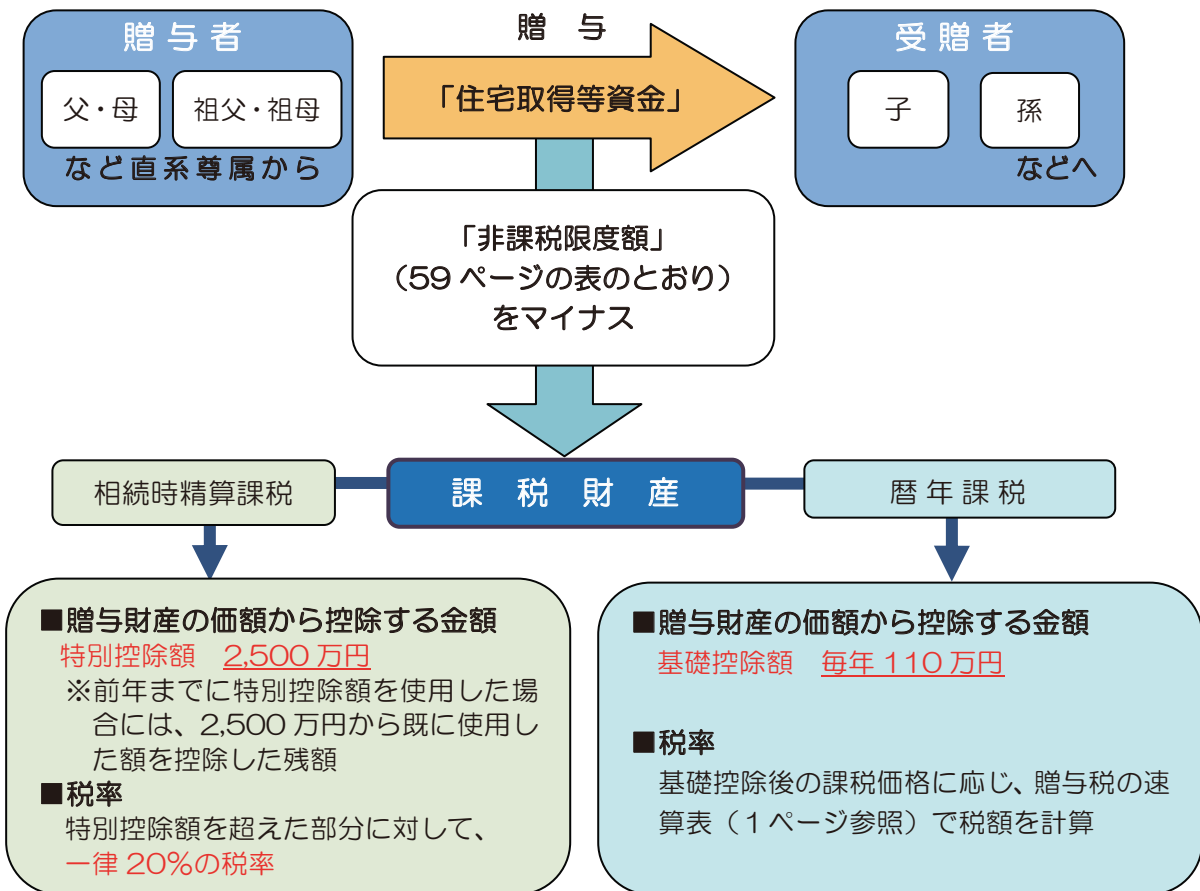
○ 受贈者ごとの非課税限度額（注）

贈与年分 住宅の種類	平成24年	平成25年	平成26年
省エネ等住宅（60ページ参照）	1,500万円	1,200万円	1,000万円
上記以外の住宅	1,000万円	700万円	500万円

（注）最初に新住宅非課税の適用を受けようとする住宅取得等資金の贈与を受けた年分に係る金額が受贈者ごとの非課税限度額となります。

なお、既に新住宅非課税の適用を受けて贈与税が非課税となった金額がある場合には、その金額を控除した残額が非課税限度額となります。

新住宅非課税適用後の残額には、暦年課税にあっては基礎控除（110万円）を適用することができます、また、相続時精算課税にあっては特別控除（2,500万円）を適用することができます。
 なお、相続時精算課税の適用は、原則として、父母からの贈与に限られます。



「省エネ等住宅」とは

省エネ等基準（省エネルギー対策等級4相当であること、耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上であること又は免震建築物であることをいいます。以下2において同じです。）に適合する住宅用の家屋であることにつき、次のいずれかの証明書などを贈与税の申告書に添付することにより証明がされたものをいいます。

証明書などの種類（注3）	証明対象の家屋
住宅性能証明書	① 新築をした住宅用の家屋 ② 建築後使用されたことのない住宅用の家屋
建設住宅性能評価書の写し	③ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋（注1） ④ 増改築等をした住宅用の家屋（注2）
長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し及び住宅用家屋証明書若しくはその写し又は認定長期優良住宅建築証明書	① 新築をした住宅用の家屋 ② 建築後使用されたことのない住宅用の家屋

- （注）1 建築後使用されたことのある住宅用の家屋の場合は、その取得の日前2年以内又は取得の日以降にその証明のための家屋の調査が終了した又は評価されたものに限りします。
- 2 住宅用の家屋の増改築等をした場合に、省エネ等基準に適合させるための工事であることについての証明がされた「増改築等工事証明書」を、「住宅性能証明書」又は「建設住宅性能評価書の写し」に代えることができます。
- 3 上記の証明書などの発行については、国土交通省又は地方整備局にお尋ねください。

(2) 適用要件

イ 受贈者の要件

要 件	
1	贈与を受けた時に贈与者の直系卑属（贈与者は受贈者の直系尊属）であること。 (注) 配偶者の父母（又は祖父母）は直系尊属には当たりませんが、養子縁組をしている場合は直系尊属に当たります。
2	贈与を受けた年の年分の所得税に係る合計所得金額が 2,000 万円以下であること。
3	贈与を受けた時に日本国内に住所を有していること。 (注) 贈与を受けた時に日本国内に住所を有しない人であっても、次の①又は②のいずれかに該当する場合は対象となります。 ① 贈与を受けた時に受贈者が日本国籍を有しており、かつ、受贈者又は贈与者がその贈与前 5 年以内に日本国内に住所を有していたことがあること。 ② 贈与を受けた時に受贈者が日本国籍を有せず、かつ、その贈与を受けた時に贈与者が日本国内に住所を有していたこと（※）。 ※ ②は、平成 25 年 4 月 1 日以後の贈与から適用されます。
4	贈与を受けた年の 1 月 1 日において、20 歳以上であること。
5	贈与を受けた年の翌年 3 月 15 日までに、住宅取得等資金の全額を充てて住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等を行うこと。 (注) 受贈者が「住宅用の家屋」を所有する（共有持分を有する場合も含まれます。）ことにならない場合は、この新住宅非課税の適用を受けることはできません。
6	贈与を受けた年の翌年 3 月 15 日までにその家屋に居住すること又は同日後遅滞なくその家屋に居住することが確実であると見込まれること。 (注) 贈与を受けた年の翌年 12 月 31 日までにその家屋に居住していないときは、新住宅非課税は適用されず、修正申告が必要となります。
7	自己の配偶者、親族などの一定の特別の関係がある人から住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等をしたものではないこと。
8	次の①及び②に該当すること。 ① 平成 21 年分から平成 23 年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがないこと ② 平成 23 年分又は平成 24 年分の贈与税の申告で「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがないこと (注) 1 平成 23 年分の贈与税の申告で「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人は、その非課税限度額（1,000 万円）から平成 23 年分及び平成 24 年分の贈与税の申告でその適用を受けた金額を控除した残額について「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けられる場合があります。 2 平成 24 年分の贈与税の申告で「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人（(注) 1 に掲げる人を除きます。）は、その非課税限度額（1,500 万円又は 1,000 万円）から平成 24 年分の贈与税の申告でその適用を受けた金額を控除した残額について「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けられる場合があります。

- (注) 「合計所得金額」とは、次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。
 ※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除前の所得金額の合計額を加算した金額です。
 ① 事業所得、不動産所得、利子所得、給与所得、総合課税の配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（損益の通算後の金額）
 ② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益の通算後の金額）の 2 分の 1 の金額
 ただし、繰越控除（純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除など）を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。

ロ 住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の要件

「住宅用の家屋の新築」には、その新築とともにするその敷地の用に供される土地等又は住宅の新築に先行してするその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含み、「住宅用の家屋の取得又は増改築等」には、その住宅の取得又は増改築等とともにするその敷地の用に供される土地等の取得を含みます。

また、対象となる住宅用の家屋は日本国内にあるものに限られます。

A 新築又は取得の場合の要件

要 件	
1	新築又は取得した住宅用の家屋の登記簿上の床面積（マンションなどの区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）が <u>50 ㎡以上 240 ㎡以下</u> で、かつ、その家屋の床面積の 2 分の 1 以上に相当する部分が受贈者の居住の用に供されるものであること。

2	取得した住宅が次のいずれかに該当すること。	
	① 建築後使用されたことのない住宅用の家屋	
	② 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、その取得の日以前 20 年以内（耐火建築物の場合は 25 年以内）に建築されたもの	
	（注） 耐火建築物とは、登記簿に記録された家屋の構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造などのものをいいます。	
2	③ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、地震に対する安全性に係る基準に適合するものであることにつき、次に掲げるいずれかの書類により証明されたもの	
	A	耐震基準適合証明書
	B	住宅性能評価書の写し
	C	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類
（注） 1 「耐震基準適合証明書」は、その家屋の取得の日前 2 年以内にその証明のための家屋の調査が終了したものに限り、		
2 「住宅性能評価書の写し」は、その家屋の取得の日前 2 年以内に評価されたもので、耐震等級に係る評価が等級 1、2 又は 3 であるものに限り、		
3 「既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類」は、平成 25 年 4 月 1 日以後に取得した家屋について交付されたもので、その保険契約がその家屋の取得の日前 2 年以内に締結されたものに限り、		

B 増改築等の場合の要件

要件	
1	増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積（マンションなどの区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）が <u>50 ㎡以上 240 ㎡以下</u> で、かつ、その家屋の床面積の 2 分の 1 以上に相当する部分が受贈者の居住の用に供されるものであること。
2	増改築等の工事が、自己が所有し、かつ、居住している家屋に対して行われたもので、一定の工事に該当することについて「確認済証の写し」、「検査済証の写し」又は「増改築等工事証明書」により証明されたものであること。
3	増改築等の工事に要した費用の額が 100 万円以上であること。 （注） 増改築等の工事に居住の用以外の用に供される部分がある場合には、増改築等の工事に要した費用の額の 2 分の 1 以上が、自己の居住の用に供される部分の工事に充てられていなければなりません。

（注） 「新築」には、贈与を受けた年の翌年 3 月 15 日において屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。また、「増改築等」には、贈与を受けた年の翌年 3 月 15 日において増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。なお、「取得」の場合には、これらの状態にあるものが含まれませんので、贈与を受けた住宅取得等のための金銭を建売住宅又は分譲マンションの取得の対価に充てている場合でも、贈与を受けた年の翌年 3 月 15 日までにその引渡しを受けていなければ、新住宅非課税の適用を受けることはできません。

ハ 申告の手続

新住宅非課税は、贈与税の申告書の提出期間内（5 ページ参照）に贈与税の申告書及びその添付書類（39 ページ又は 41 ページの㉔－1 又は㉔－2 の「添付書類一覧」参照）を提出した場合に限り、その適用を受けることができます。

Q & A 父と祖父から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の「住宅取得等資金の非課税」の適用

問： 私は平成 25 年中に父と祖父から住宅取得のための資金として 1,000 万円ずつ贈与を受け、その資金で省エネ等住宅（60 ページ参照）を購入しました。贈与者ごとに「住宅取得等資金の非課税（新住宅非課税）」の適用を受けられますか。

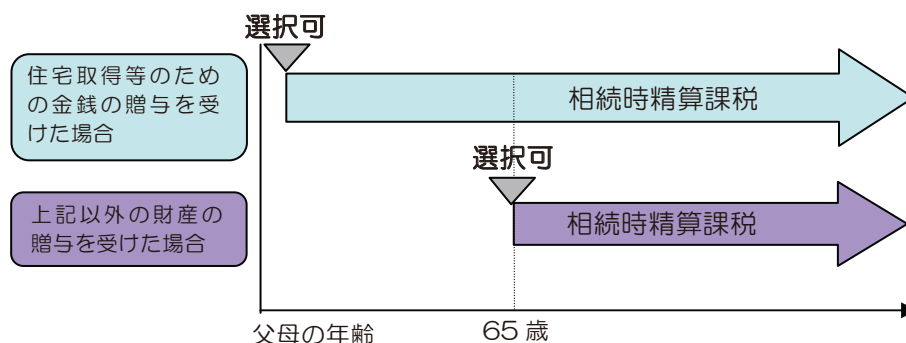
答： 省エネ等住宅を購入された場合の非課税限度額は、受贈者 1 人について 1,200 万円が限度となります（59 ページ「○ 受贈者ごとの非課税限度額」参照）ので、あなたが贈与を受けた 2,000 万円（1,000 万円×2 人）のうち 1,200 万円について「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けることができます。

なお、「住宅取得等資金の非課税」の適用に当たって、誰からの贈与について、いくらの適用を受けるかは、受贈者の選択となります。

3 相続時精算課税選択の特例

(1) 特例の概要

平成 15 年 1 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日までの間に、原則として父母からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の対価に充てるための金銭を取得した場合で、一定の要件を満たすときには、贈与者がその贈与の年の 1 月 1 日において 65 歳未満であっても相続時精算課税を選択することができます。



(2) 適用要件

この特例の適用を受けるには、次の要件のいずれにも該当する必要があります。

イ 受贈者の要件

下記の要件のほか「住宅取得等資金の非課税」の「イ 受贈者の要件」(61 ページ参照)の 3 から 7 までの要件のいずれにも該当する必要があります。

要 件
贈与を受けた時に贈与者の直系卑属（贈与者は受贈者の直系尊属）である推定相続人であること。

ロ 住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の要件

「住宅用の家屋の新築」には、その新築とともにするその敷地の用に供される土地等又は住宅の新築に先行してするその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含み、「住宅用の家屋の取得又は増改築等」には、その住宅の取得又は増改築等とともにするその敷地の用に供される土地等の取得を含みます。

また、対象となる住宅用の家屋は日本国内にあるものに限られます。

A 新築又は取得の場合の要件

下記の要件のほか「住宅取得等資金の非課税」の「ロ 住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の要件」の「A 新築又は取得の場合の要件」(61 ページ参照)の 2 の要件に該当する必要があります。

要 件
新築又は取得した住宅用の家屋の登記簿上の床面積（マンションなどの区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）が <u>50 ㎡以上</u> で、かつ、その家屋の床面積の 2 分の 1 以上に相当する部分が受贈者の居住の用に供されるものであること。

B 増改築等の場合の要件

下記の要件のほか「住宅取得等資金の非課税」の「ロ 住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の要件」の「B 増改築等の場合の要件」(62 ページ参照)の 2 及び 3 の要件に該当する必要があります。

要 件
増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積（マンションなどの区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）が <u>50 ㎡以上</u> で、かつ、その家屋の床面積の 2 分の 1 以上に相当する部分が受贈者の居住の用に供されるものであること。

(注) 「新築」には、贈与を受けた年の翌年 3 月 15 日において屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。また、「増改築等」には、贈与を受けた年の翌年 3 月 15 日において増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。

なお、「取得」の場合には、これらの状態にあるものが含まれませんので、贈与を受けた住宅取得等のための金銭を建売住宅又は分譲マンションの取得の対価に充てている場合でも、贈与を受けた年の翌年3月15日までにその引渡しを受けていなければ、この特例の適用を受けることはできません。

ハ 申告の手続

この特例は、贈与税の申告書の提出期間内（5ページ参照）に贈与税の申告書及びその添付書類（43ページ又は45ページの㊸－1又は㊸－2の「添付書類一覧」参照）を提出した場合に限り、その適用を受けることができます。

Q & A 「相続時精算課税選択の特例」の適用後の贈与

問： 私は、平成24年中に父（満59歳）から住宅取得のための資金として2,000万円の贈与を受け、平成24年分の贈与税の申告では「住宅取得等資金の非課税」と「相続時精算課税選択の特例」の適用を受けています。

平成25年中に父から、自動車の購入資金として300万円の贈与を受けました。
私の平成25年分の贈与税はどのような申告になりますか。

答： 「相続時精算課税選択の特例」の適用を受けた場合には、その特例の対象となる住宅取得等資金の贈与があった年以降、その特例に係る特定贈与者から贈与を受けた財産については、たとえ特定贈与者が65歳に達していなくとも財産の種類にかかわらず、全て相続時精算課税の適用を受けることとなります。

したがって、あなたが贈与を受けた自動車の購入資金は、相続時精算課税を適用して申告することになります。

《所得税の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を適用する場合》

「住宅取得等資金の非課税」又は「相続時精算課税選択の特例」の適用を受ける人が、所得税の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合において、次の1の金額が2の金額を超えるときには、その超える部分に相当する住宅借入金等の年末残高については、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用はありませんのでご注意ください。

- 1 「住宅借入金等の金額」
 - 2 住宅用の家屋の新築、取得又は増改築等（以下「住宅の取得等」といいます。）の対価の額又は費用の額（注1）から、「その贈与の特例を受けた部分の金額」を差し引いた額（注2）
- （注1） 1の住宅借入金等のうちにその住宅用の家屋の敷地の用に供されている一定の土地等の取得に係るものがある場合には、その土地の対価を含みます。
- （注2） 平成23年6月30日以後に住宅の取得等に関する契約を締結し、その住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合には、その補助金等の額も差し引きます。

《適用要件を満たさないこととなった場合の修正申告等について》

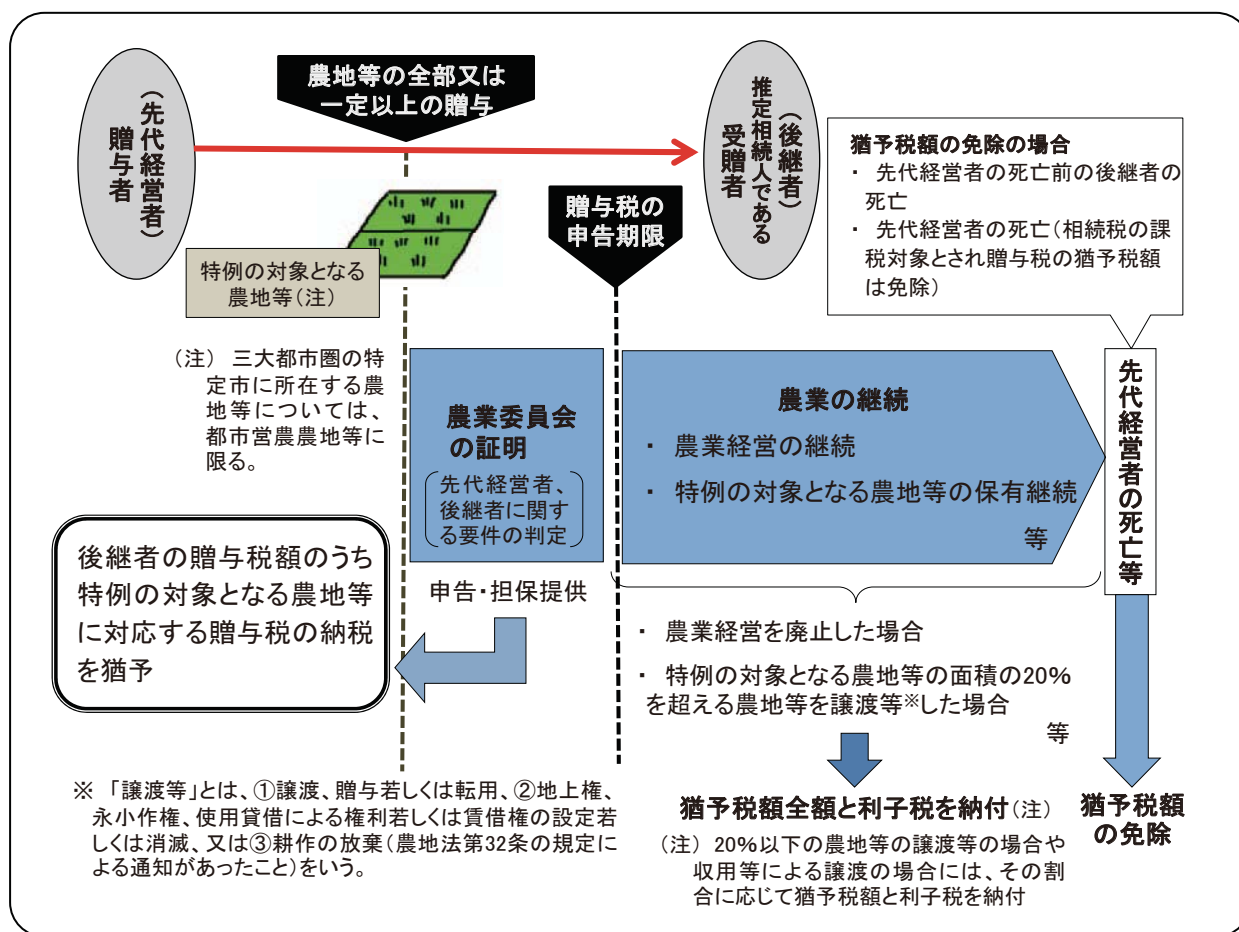
「住宅取得等資金の非課税」又は「相続時精算課税選択の特例」の適用を受けて平成25年分の贈与税の申告をした人が、次の1又は2の事由に該当した場合には、これらの特例の適用を受けることはできませんので、平成27年3月2日（月）までに、平成25年分の贈与税について修正申告書の提出及びその修正申告書の提出により納付することとなる税額の納付をしなければなりません。

なお、平成25年分の贈与税の申告で、「相続時精算課税選択の特例」の適用を受けていた人が次の1又は2の事由に該当した場合には、相続時精算課税選択届出書の提出はなかったものとみなされます。

- 1 「平成26年3月15日までに住宅用の家屋の新築又は取得をしたが居住していない人」又は「平成26年3月15日までに住宅用の家屋の新築に係る工事が完了（その工事が屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態まで工事が進行しているものに限り）していない人」が、平成26年12月31日までにその住宅用の家屋に居住していない場合
- 2 「平成26年3月15日までに増改築等をしたが居住していない人」又は「平成26年3月15日までに増改築等に係る工事が完了（増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態まで工事が進行しているものに限り）していない人」が、平成26年12月31日までにその住宅用の家屋に居住していない場合

4 農地等についての納税猶予の特例

(1) 特例の概要



農業の後継者が贈与を受けた一定の農地等(注1参照)の価額に対応する贈与税額は、一定の要件の下にその農地等の贈与者の死亡の日まで納税が猶予されます(猶予される贈与税額を「農地等納税猶予税額」といいます。)

この納税猶予の特例の適用を受けた農地等(「特例農地等」といいます。)は、贈与者の死亡の際、受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされて相続税の課税の対象とされ、その時に農地等納税猶予税額は免除されます。

また、受贈者が贈与者よりも先に死亡した場合には、受贈者の死亡の時に農地等納税猶予税額は免除されます。

贈与者又は受贈者の死亡の日前に、この特例農地等について一定の事由が生じた場合には、その農地等納税猶予税額の全部又は一部の納税猶予が打ち切れ、その税額と利子税を納付しなければなりません(66ページの(3)参照)。

この特例の概要は上記のとおりですが、詳しくは税務署にお尋ねください。

- (注) 1 農地等とは、農地(特定市街化区域農地等に該当するもの及び農地法第32条の規定による通知(同条ただし書の規定による公告を含みます。)に係るものを除きます。)及び採草放牧地(特定市街化区域農地等に該当するものを除きます。)並びに準農地をいいます。
- 2 特定市街化区域農地等とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市(東京都の特別区を含みます。)の区域内に所在するもの(都市営農農地等に該当するものを除きます。)をいいます。
- 3 都市営農農地等とは、都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市(東京都の特別区を含みます。)の区域内に所在するものをいいます。ただし、生産緑地法第10条又は第15条第1項の規定により買取りの申出がされたものを除きます。
- 4 準農地とは、農用地区域内にある土地で農業振興地域整備計画において用途区分が農地や採草放牧地とされているもののうち、10年以内に農地や採草放牧地に開発して、農業の用に供するものをいいます。

(2) 適用要件

この特例の適用が受けられるのは、次の要件のいずれにも該当する場合に限られます。

イ 贈与者の要件

贈与の日まで3年以上引き続いて農業を営んでいた個人で、次の表に掲げる場合に該当しない人であること。

要 件	
1	贈与をした日の属する年（「対象年」といいます。）の前年以前において、その農業の用に供していた農地を推定相続人に対し贈与している場合であって、その農地が相続時精算課税の適用を受けるものであるとき。 (注) 過去の年分において、贈与者の推定相続人に農地を贈与し、その推定相続人が相続時精算課税の適用を受けている場合には、その贈与者の全ての推定相続人がこの特例を受けられないことになります。
2	対象年において、今回の贈与以外に農地等を贈与している場合
3	過去に農地等の贈与税の納税猶予の特例に係る一括贈与を行っている場合

ロ 受贈者の要件

贈与者の推定相続人のうちの1人で、次に掲げる要件の全てに該当するものとして農業委員会が証明した個人であること。

要 件	
1	贈与を受けた日において、年齢が18歳以上であること。
2	贈与を受けた日まで引き続き3年以上農業に従事していたこと。
3	贈与を受けた後、速やかにその農地及び採草放牧地によって農業経営を行うこと。

(注) 贈与を受けた農地等について、この特例の適用を受ける場合には、その農地等については相続時精算課税の適用を受けることはできません。

ハ 農地等の要件

贈与者の農業の用に供している農地等のうち「農地の全部」、「採草放牧地の3分の2以上の面積のもの」及び「準農地の3分の2以上の面積のもの」について一括して贈与を受けること。

(注) 今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した採草放牧地又は準農地のうち相続時精算課税の適用を受けたものがある場合には、贈与しなければならない採草放牧地又は準農地の面積が上記と異なりますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

二 申告の手続

この特例の適用を受けようとする場合は、贈与税の申告書に、53ページの表に掲げる書類を添付して、その**申告書を贈与税の申告書の提出期間内（5ページ参照）に提出するとともに、農地等納税猶予税額及び利子税の額に見合う担保を提供する必要があります。**

なお、担保は必ずしも特例農地等でなくても差し支えありませんが、その場合の担保については、7ページのハを参照してください。

ホ 納税猶予期間中の手続

この特例の適用を受けた人は、納税猶予の期限が確定するまでの間、贈与税の申告期限から3年目ごとに、引き続いてこの特例の適用を受ける旨及び特例農地等に係る農業経営に関する事項を記載した届出書（「継続届出書」といいます。）を提出しなければなりません。

(注) 継続届出書の提出がないと納税猶予は打ち切られ、農地等納税猶予税額と利子税を納付しなければなりません。

(3) 農地等納税猶予税額の納付

イ 農地等納税猶予税額を納付しなければならない場合

納税猶予を受けている贈与税額は、次の表に掲げる場合に該当することとなったときは、その贈与税額の全部又は一部を納付しなければなりません。

農地等納税猶予税額を納付しなければならない場合	
1	贈与を受けた農地等について、譲渡等があった場合 (注) 譲渡等には、譲渡、贈与若しくは転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利若しくは賃借権の設定（農用地利用集積計画に基づくもの等で一定の要件を満たすものを除きます。）又はこれらの権利の消滅若しくは耕作の放棄（農地について、農地法第 32 条の規定による通知（同条ただし書の規定による公告を含みます。）があったことをいいます。）も含まれます。
2	贈与を受けた農地等に係る農業経営を廃止した場合
3	受贈者が贈与者の推定相続人に該当しないこととなった場合
4	継続届出書の提出がなかった場合
5	担保価値が減少したことなどにより、増担保又は担保の変更を求められた場合で、その求めに応じなかった場合
6	都市営農農地等について生産緑地法の規定による買取りの申出があった場合や都市計画の変更等により特例農地等が特定市街化区域農地等に該当することとなった場合
7	準農地について、この特例の適用を受けた場合で、申告期限後 10 年を経過する日までに、農業の用に供されていない準農地がある場合

ロ 利子税

上記イにより納付する贈与税額については、贈与税の申告期限の翌日から納税猶予の期限までの期間（日数）に応じ、年 3.6%の割合で利子税がかかります。

ただし、各年の特例基準割合（※）が 7.3%に満たない場合には、その年中においては次の算式により計算した割合（0.1%未満の端数切捨て）になります。

$$\begin{array}{c}
 \text{(算式)} \\
 3.6\% \quad \times \quad \frac{\text{特例基準割合(※)}}{7.3\%}
 \end{array}$$

※ 特例基準割合

各年の前々年の 10 月から前年の 9 月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を 12 で除して得た割合として各年の前年の 12 月 15 日までに財務大臣が告示する割合に、年 1 %の割合を加算した割合

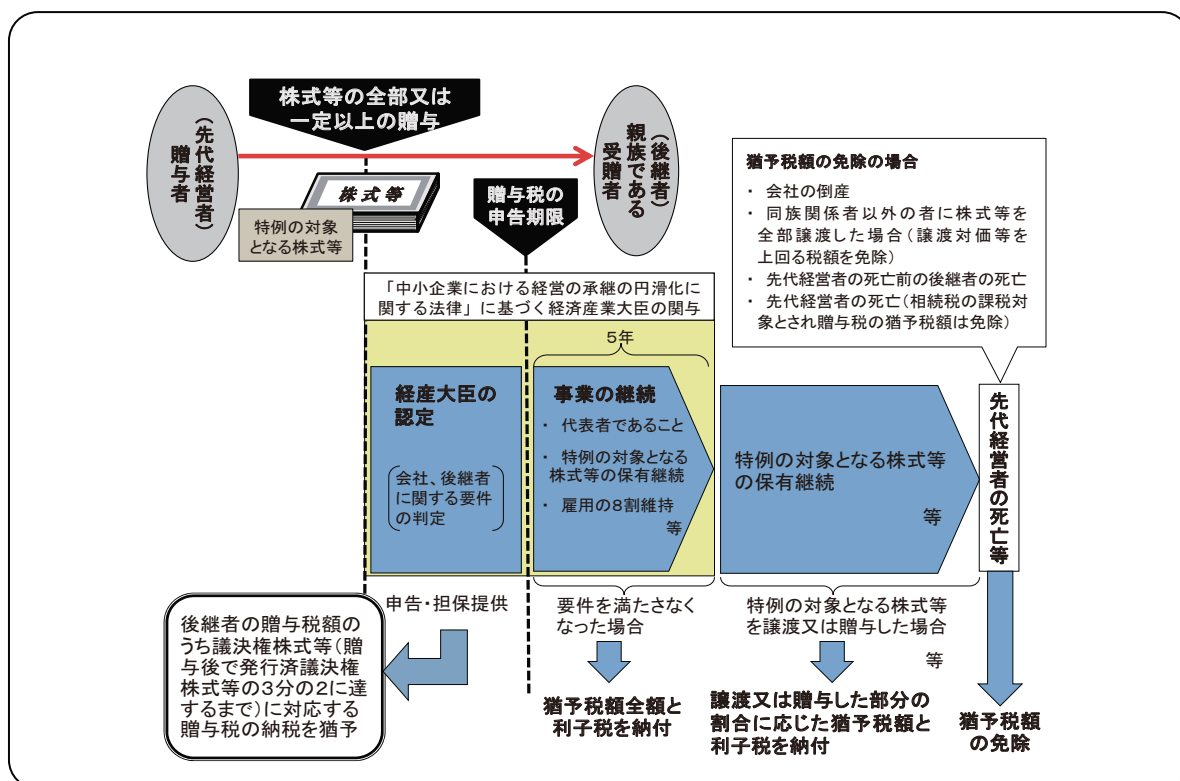
ハ 特例農地等を収用交換等により譲渡した場合の利子税の軽減の特例

特例農地等について収用交換等による譲渡をした場合には、利子税の額が 2 分の 1 に軽減されます。

なお、利子税の軽減の特例を受けるためには、公共事業施行者の収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類を添付した届出書を提出する必要があります。

5 非上場株式等についての納税猶予の特例

(1) 特例の概要



会社の後継者である受贈者（「経営承継受贈者」といいます。）が、贈与により親族（贈与者）から、その親族（贈与者）が保有する経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式又は出資（「非上場株式等」といいます。）の全部又は一定以上を取得し、その会社を経営していく場合には、その経営承継受贈者が納付すべき贈与税のうち、その非上場株式等（一定の部分に限られます。）の価額に対応する贈与税額は、一定の要件の下に、その非上場株式等の贈与者の死亡の日まで納税が猶予されます（猶予される贈与税額を「株式等納税猶予税額」といいます。）。

この納税猶予の特例の適用を受けた非上場株式等（「特例受贈非上場株式等」といいます。）は、贈与者の死亡の際、経営承継受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされて相続税の課税の対象とされ、その時に株式等納税猶予税額は免除されます。

同様に、経営承継受贈者が贈与者よりも先に死亡した場合にも、その株式等納税猶予税額は、経営承継受贈者の死亡の時に免除されます。

また、上記以外にも、贈与税の申告期限後5年を経過した後に、一定の事由に該当した場合には、申請により、その株式等納税猶予税額の全部又は一部が免除されます。

なお、贈与者又は経営承継受贈者の死亡の日前に、特例受贈非上場株式等を譲渡するなど一定の事由が生じた場合には、株式等納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予が打ち切られ、その税額と利子税を納付しなければなりません。

この特例の概要は上記のとおりですが、詳しくは税務署にお尋ねください。

(注) 1 この特例の適用を受けるためには、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（「円滑化法」といいます。）に基づき、会社が「経済産業大臣の認定」を受ける必要があります。この認定を受けるための具体的な要件及び手続については、最寄りの地方経済産業局にお尋ねください。なお、平成25年分の贈与について会社が「経済産業大臣の認定」を受けるためには、平成26年1月15日（水）までにその申請を行う必要があります。

2 株式等納税猶予税額の全部又は一部が免除される場合とは、69ページ「株式等納税猶予税額の全部又は一部が免除される場合」の表の①から④のいずれかに該当した場合をいいます。なお、免除に際して、①又は②に該当した場合には、その該当することとなった日から6か月以内、③又は④に該当した場合には、その該当することとなった日から2か月以内に一定の書類を税務署に提出する必要があります。

株式等納税猶予税額の全部又は一部が免除される場合	
①	贈与者の死亡の時以前に経営承継受贈者が死亡した場合
②	贈与者が死亡した場合
③	贈与税の申告期限後5年を経過した後に、次に掲げるいずれかに該当した場合 イ 経営承継受贈者が特例受贈非上場株式等に係る会社の株式又は出資（「株式等」といいます。）の全部を譲渡又は贈与（「譲渡等」といいます。）した場合（その経営承継受贈者の親族などその経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係のある者（「経営承継受贈者と特別の関係がある者」といいます。）以外の者のうちの一人の者として一定の要件を満たす者に対して行う場合又は民事再生法若しくは会社更生法の規定による認可を受けた計画に基づき株式等を消却するために行う場合に限ります。） ロ 特例受贈非上場株式等に係る会社が合併により消滅した場合で一定の場合 ハ 特例受贈非上場株式等に係る会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合で一定の場合
④	贈与税の申告期限後5年を経過した後に、特例受贈非上場株式等に係る会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合

(2) 適用要件

この特例の適用を受けるためには、次の要件を満たす必要があります。

イ 贈与者の要件

贈与者は、次のいずれにも該当する人であること。

要 件	
1	贈与前のいずれかの日において会社の代表権を有していたことがあること。
2	贈与の直前において、贈与者及び贈与者と特別の関係がある者がその会社の総議決権数の50%超の議決権数を有し、かつ、経営承継受贈者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有していたこと。
3	贈与者が贈与の直前に代表権を有していなかった場合には、上記2のほか、代表権を有していた期間のいずれかの日において、上記2と同様の保有状況であったこと。
4	贈与の時ににおいて会社の役員でないこと。

- (注) 1 「代表権」には、制限が加えられたものを除きます（以下、ロにおいて同じです。）。
- 2 「贈与者と特別の関係がある者」とは、贈与者の親族などその贈与者と租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係のある者をいいます。
- 3 「総議決権数」及び「議決権数」には、株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株式等の議決権数及び株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株主等が有する株式等の議決権数を含みます（以下、ロにおいて同じです。）。
- 4 「会社の役員」とは、会社法第329条第1項に規定する役員又は業務を執行する社員をいいます（以下、ロにおいて同じです。）。

ロ 経営承継受贈者の要件

経営承継受贈者は、贈与の時ににおいて贈与者の親族であって、次のいずれにも該当する人であること。

要 件	
1	贈与の日において20歳以上であること。
2	贈与の時ににおいて会社の代表権を有していること。
3	贈与の時ににおいて、経営承継受贈者及び経営承継受贈者と特別の関係のある者がその会社の総議決権数の50%超の議決権を保有し、かつ、これらの者の中で最も多くの議決権数を保有していること。
4	贈与の時から贈与税の申告書の提出期限（提出期限までに経営承継受贈者が死亡した場合は、その死亡の日）まで引き続き特例受贈非上場株式等の全てを保有していること。
5	贈与の日まで引き続き3年以上、会社の役員であること。

- (注) 経営承継受贈者は、特例受贈非上場株式等に係る会社1社につき1人に限ります。

ハ 会社の要件

特例の対象となる会社は、非上場会社で、次のいずれにも該当する会社であること。

要 件	
1	経済産業大臣の認定を受けていること。
2	贈与の時ににおいて常時使用する従業員の数が1人以上であること。 なお、特例の対象となる会社の特別関係会社（注1）が会社法第2条第2号に規定する外国会社に該当する場合（注2）には、常時使用する従業員の数が5人以上であること。
3	資産保有型会社又は資産運用型会社（一定の要件を満たすものを除きます。）（注3）に該当しないこと。
4	風俗営業会社（注4）に該当しないこと。
5	贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額が零を超えていること（注5）。
6	経営承継受贈者以外の者が会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めのある種類株式を保有していないこと。
7	中小企業者（注6）であること。
8	贈与前3年以内に経営承継受贈者及び経営承継受贈者と特別の関係のある者から現物出資又は贈与により取得した資産がある場合において、贈与の時ににおけるその資産の価額（注7）の合計額が贈与の時ににおける会社の資産の価額の合計額の70%以上でないこと。
9	会社の特定特別関係会社（注8）が非上場会社に該当すること。
10	会社の特定特別関係会社（注8）が風俗営業会社に該当しないこと。
11	会社の特定特別関係会社（注8）が中小企業者であること。

（注）1 特別関係会社とは、租税特別措置法施行令第40条の8第6項に規定する会社をいいます。

2 会社又は会社との間に支配関係（会社が他の法人の発行済株式又は出資（他の法人が有する自己の株式等を除きます。）の総数又は総額の100分の50を超える数又は金額の株式等を直接又は間接に保有する関係として租税特別措置法施行令第40条の8第8項に定める関係をいいます。）がある法人がその特別関係会社の株式又は出資を有する場合に限りします。

3 資産保有型会社又は資産運用型会社とは、租税特別措置法第70条の7第2項第8号又は第9号に規定する会社をいい、有価証券、自ら使用していない不動産（不動産の一部について現に自ら使用していない場合には、自ら使用していない部分に限りします。）、現金・預貯金等（経営承継受贈者及び租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める経営承継受贈者と特別の関係がある者に対する貸付金、未収金及びその他これらに類する資産を含みます。）の特定の資産の保有割合が帳簿価額の総額の70%以上の会社やこれら特定の資産からの運用収入が総収入金額の75%以上の会社などをいいます。

なお、資産保有型会社又は資産運用型会社のうち、(a) 贈与の日まで引き続き3年以上にわたり、商品の販売や資産の貸付けなどの業務を行っていること、(b) 贈与の時ににおいて常時使用する従業員の数が5人以上であること、(c) 贈与の時ににおいて、その会社が(b)の常時使用する従業員が勤務している事務所、店舗、工場等を所有し又は賃借していること、など一定の要件を満たすものを除きます。（以下、71ページの(3)イにおいて同じです。）

4 風俗営業会社とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社をいいます。

5 贈与の日が当該贈与の日の属する事業年度の末日である場合には、その贈与の日の属する事業年度及びその事業年度の直前の事業年度における総収入金額が零を超える必要があります。

6 中小企業者とは、円滑化法第2条各号のいずれかに該当する会社をいいます。

7 その会社が贈与の時ににおいて現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合には、その贈与の時に有していたものとしたときにおけるその資産の価額をいいます。

8 特定特別関係会社とは、租税特別措置法施行令第40条の8第7項に規定する会社をいいます。

二 特例対象贈与の要件等

この特例の適用を受けるには、下表の①に該当する場合には下表中の限度数（a）の全部、②に該当する場合には下表中の限度数（ $c \times \frac{2}{3} - b$ ）以上の数の非上場株式等の贈与を受けていることが要件となります。

なお、この特例の対象となる非上場株式等の数は、次のa、b、cの数を基に下表の区分の場合に応じた数が限度となります（持分会社の場合も下表に準じます。）。

「a」… 贈与者が贈与の直前に保有する非上場株式等の数

「b」… 経営承継受贈者が贈与の直前に保有する非上場株式等の数

「c」… 贈与の時ににおける会社の発行済株式等の総数

区 分		特例の対象となる非上場株式等の限度数
①	$a + b < c \times \frac{2}{3}$ の場合	贈与者が贈与の直前に保有する非上場株式等の数(a)

②	$a+b \geq c \times \frac{2}{3}$ の場合	発行済株式等の総数の 3 分の 2 から経営承継受贈者が贈与の直前に保有する非上場株式等の数を控除した数 ($c \times \frac{2}{3} - b$)
---	-------------------------------------	--

- (注) 1 「非上場株式等」又は「発行済株式等」は、議決権に制限のないものに限り、
2 この特例の対象となる非上場株式等は、議決権に制限のないものに限り、
3 $c \times \frac{2}{3}$ の計算において 1 株 (円) 未満の端数がある場合には、その端数を切り上げます。

ホ 申告の手続

この特例の適用を受けるためには、贈与税の申告書に、この特例の適用を受ける旨を記載の上、58 ページの書類を添付して、その**申告書を贈与税の申告書の提出期間内**(5 ページ参照)に提出するとともに、株式等納税猶予税額及び利子税の額に見合う**担保**(特例受贈非上場株式等でなくても差し支えありません。)を**提供する**必要があります。

- (注) 1 特例受贈非上場株式等の全てを担保として提供した場合には、株式等納税猶予税額及び利子税の額に見合う担保の提供があったものとみなされます。
2 非上場会社の株式を担保として提供する場合には、その株式の株券を法務局(供託所)に供託し、法務局(供託所)から交付を受けた「供託書正本」を税務署に提出します。なお、株券が発行されていない場合には、会社に対して株券の発行を請求する必要があります。詳しくは税務署(管理運営担当)にお尋ねください。

ヘ 納税猶予期間中の手続

この特例の適用を受けた人は、株式等納税猶予税額の免除又は株式等納税猶予税額の全部について納税の猶予が打ち切られるまでの間、贈与税の申告期限後 5 年間は毎年、5 年経過後は 3 年ごとに、引き続いてこの特例の適用を受ける旨及び会社の状況等に関する事項を記載した届出書(「継続届出書」といいます。)を所轄の税務署へ提出しなければなりません。

なお、継続届出書の提出期限や添付書類など、詳しくは税務署にお尋ねください。

- (注) 継続届出書の提出がない場合には、この特例の適用が打ち切れ、株式等納税猶予税額と利子税を納付しなければなりません。

(3) 株式等納税猶予税額の納付

イ 株式等納税猶予税額を納付しなければならない場合

納税猶予を受けている贈与税は、次の表に掲げる場合などに該当することとなったときは、その贈与税額の全部又は一部を納付しなければなりません。この場合の納付期限及び次の表に掲げる場合以外で株式等納税猶予税額を納付しなければならない場合については税務署にお尋ねください。

(主な場合)

1	特例受贈非上場株式等について譲渡等があった場合
2	申告期限後 5 年以内に経営承継受贈者が代表者でなくなった場合
3	申告期限後 5 年以内の一定の基準日において雇用の 8 割を維持できなくなった場合
4	会社が資産保有型会社又は資産運用型会社(一定の要件を満たすものを除きます。)に該当した場合
5	担保の全部又は一部に変更があったことなどにより、増担保又は担保の変更を求められた場合で、その求めに応じなかった場合

ロ 利子税

上記イにより納付する贈与税額については、贈与税の申告期限の翌日から納税猶予期限までの期間(日数)に応じ、年 3.6%の割合で利子税がかかります。

ただし、各年の特例基準割合(※)が年 7.3%に満たない場合には、その年中においては次の算式により計算した割合(0.1%未満の端数切捨て)になります。

$$\text{(算式)} \quad 3.6\% \quad \times \quad \frac{\text{特例基準割合(※)}}{7.3\%}$$

※ 特例基準割合

各年の前々年の 10 月から前年の 9 月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を 12 で除して得た割合として各年の前年の 12 月 15 日までに財務大臣が告示する割合に、年 1%の割合を加算した割合

6 相続時精算課税の適用を受ける山林についての相続税の課税価格の軽減措置

(1) 概要

被相続人である特定贈与者（5 ページの 3（注 2）参照）の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈森林経営計画対象山林について、相続税の課税価格の軽減措置（租税特別措置法第 69 条の 5 の特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例：相続税の課税価格を一定の特定受贈森林経営計画対象山林について 5 % 減額する特例です。）を受けるためには、贈与税の申告書の提出期間内（5 ページ参照）に、贈与税の申告書に下記(3)の「添付書類」を添付して、受贈者の住所地の所轄税務署長に届け出なければなりません。

また、この届出をすることができる人は、その贈与を受けた時からその特定受贈森林経営計画対象山林について市町村長等の認定を受けた森林経営計画に基づき施業を行っている人に限られます。

この制度の概要は上記のとおりですが、詳しくは税務署にお尋ねください。

(2) 特定受贈森林経営計画対象山林の要件

贈与の直前に特定贈与者が有していた立木又は土地等のうち、贈与の前に森林法第 11 条第 5 項（森林法第 12 条第 3 項において読み替えて準用する場合及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法第 10 条第 2 項の規定により読み替えて適用される森林法第 12 条第 3 項において読み替えて準用する場合を含みます。）の規定による市町村長等の認定を受けた森林法第 11 条第 1 項に規定する森林経営計画（注）が定められている区域内に存するもの（森林の保健機能の増進に関する特別措置法第 2 条第 2 項第 2 号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除き、森林法施行規則第 36 条第 1 号に規定する計画的伐採対象森林に限ります。）であること。

（注） 森林経営計画には、森林法第 11 条第 5 項第 2 号ロに規定する公益的機能別森林施業を実施するための同条第 1 項に規定する森林経営計画のうち森林法施行規則第 39 条第 2 項第 2 号に規定する特定広葉樹育成施業森林に係るもの（その特定広葉樹育成施業森林を対象とする部分に限ります。）及び森林法第 16 条又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法第 10 条第 3 項の規定による認定の取消しがあったものは含まれません。

(3) 届出等の手続

この届出をするためには、贈与税の申告書の提出期間内（5 ページ参照）に贈与税の申告書に次に掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

なお、次の表に掲げる書類のほかに、「相続時精算課税選択届出書」（74 ページ参照）と 28 ページの「添付書類」に掲げる書類も必要となります。

（注） 相続時精算課税選択届出書及び 28 ページの添付書類は、その届出に係る贈与者から贈与を受けた財産について、平成 24 年分以前の贈与税の申告において相続時精算課税の適用を受けている場合には、再度提出する必要はありません。

添 付 書 類	
1	平成__年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書
2	特定受贈森林経営計画対象山林について贈与の前に市町村長等の認定を受けていた森林経営計画に係る森林経営計画書の写し
3	2 の森林経営計画に係る認定書の写し及びその他参考となるべき事項を記載した書類

（注） 受贈者がこの届出書を提出する前に死亡している場合の書類の提出先及び添付書類については、税務署にお尋ねください。

7 災害により被害を受けた場合

(1) 課税価格の計算の特例（建物・家庭用財産・自動車等の特例）

贈与税の申告期限前に、贈与を受けた財産が災害により被害を受けた場合で、次の表のいずれかに該当するときは、贈与税額の計算におけるその財産の価額は、被害を受けた部分の価額を控除した価額とすることができます。

1	贈与税の課税価格の計算の基礎となった財産の価額のうちに被害を受けた部分の価額の占める割合が10分の1以上であること。
2	贈与税の課税価格の計算の基礎となった動産（金銭及び有価証券を除きます。）、不動産（土地及び土地の上に存する権利を除きます。）及び立木（以下「動産等」といいます。）の価額のうちにその動産等について被害を受けた部分の価額の占める割合が10分の1以上であること。

(2) 震災に係る住宅取得等資金の非課税

①東日本大震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。）をした住宅に居住していた人（居住しようとしていた人を含みます。以下(2)において同じです。）が、平成23年3月11日から平成26年12月31日までの間に父母や祖父母など直系尊属から住宅取得等資金（59 ページの2 参照）の贈与を受けた場合又は②警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた住宅に居住していた人が、その警戒区域設定指示等が行われた日からその警戒区域設定指示等が解除された日以後3か月を経過する日までの間に父母や祖父母など直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合で、一定の要件を満たすときは、次の表の非課税限度額（平成23年中に震災に係る住宅取得等資金の贈与を受けた人の非課税限度額は1,000万円）までの金額について、贈与税が非課税となります（以下(2)において、この特例を「震災非課税」といいます。）。

○ 受贈者ごとの非課税限度額

住宅の種類	非課税限度額
省エネ等住宅（60 ページ参照）	1,500万円
上記以外の住宅	1,000万円

（注）1 既に震災非課税の適用を受けて贈与税が非課税となった金額がある場合には、その金額を控除した残額が非課税限度額となります。

2 一定の要件については、住宅取得等資金の非課税（59 ページ参照）と異なる部分がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

3 平成23年分以前の年分において、住宅取得等資金の非課税の適用を受けた人であっても、新たに贈与を受けた住宅取得等資金について原則として震災非課税の適用を受けることができます。

ただし、平成24年分以後の贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人（又は受けた人）は重ねて震災非課税の適用を受けることはできません。

○ 国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】では、東日本大震災により被害を受けた方の申告・納税等に関する各種パンフレット、各種手続きに使用する様式等を掲載しています。このほか、東日本大震災への対応（各府省庁等の震災関連情報）については、首相官邸ホームページ【www.kantei.go.jp/saigai】をご覧ください。

8 相続時精算課税選択届出書の様式

税務署受付印

相続時精算課税選択届出書

(平成21年分以降用)

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに申告書第一表及び第二表と一緒に提出してください。

平成____年____月____日 _____税務署長	受贈者	住所 又は 居所	〒 電話(- -)	
		フリガナ		
		氏名 (生年月日)	(大・昭・平 年 月 日) (印)	
		特定贈与者との続柄		

私は、下記の特定贈与者から平成____年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

住所 又は居所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合

推定相続人となった理由	
推定相続人となった年月日	平成 年 月 日

3 添付書類

次の(1)～(4)の全ての書類が必要となります。

なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。

(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

- (1) ☐ 受贈者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類

- ① 受贈者の氏名、生年月日
② 受贈者が特定贈与者の推定相続人であること

- (2) ☐ 受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が20歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(受贈者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)

- (3) ☐ 特定贈与者の住民票の写しその他の書類で、特定贈与者の氏名、生年月日を証する書類

- (4) ☐ 特定贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、特定贈与者が65歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(特定贈与者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)

(注)1 租税特別措置法第70条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))の適用を受ける場合には「平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類」となります。

2 (3)の書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合で、特定贈与者が65歳に達した時以後(租税特別措置法第70条の3の適用を受ける場合を除きます。)又は平成15年1月1日以後、特定贈与者の住所に変更がないときは、(4)の書類の添付を要しません。

(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。)

作成税理士	(印)	電話番号	
※ 税務署整理欄	届出番号	—	名簿
			確認

※印欄には記入しないでください。

(資5-42-A4統一)(平25.10)

書 き か た 等

1 この届出書は、この届出書に記載された特定贈与者から贈与を受けた財産について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合に、税務署長に届け出るために使用します（この届出に係る贈与者から贈与を受けた財産について、前年以前にこの届出書を提出している場合には、再度提出する必要はありません。）。

2 この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続時精算課税の適用は受けられません。）。

なお、特定贈与者が贈与をした年の途中で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出先等については、税務署にお尋ねください。

3 「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び特定贈与者との続柄を記入してください。

4 「1 特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。

5 「2 年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合」欄には、推定相続人となった理由（養子縁組等）及び推定相続人となった年月日を記入してください。

6 「3 添付書類」欄には、添付している書類の□に✓印を記入してください。

7 その他

（1）受贈者が年の途中で養子縁組等により特定贈与者の推定相続人になった場合、推定相続人となる前にその特定贈与者から贈与により取得した財産については、相続時精算課税の適用を受けることはできません。

（2）受贈者が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡している場合、その贈与を受けた財産について相続時精算課税の適用を受けるためには、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員が連名で相続時精算課税選択届出書をその死亡を知った日の翌日から10か月以内に提出することになります。

この場合は、「相続時精算課税選択届出書付表」も併せて提出することとなります。